

平成24年度介護報酬改定案

(介護予防) 短期入所療養介護
(介護老人保健施設)

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<短期入所療養介護(介護老人保健施設)>

重要:必ず確認すること!
提出方法等は後日通知

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
老健、療養型老健	評価の見直し		※例 ◇介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ):従来型個室(i) 要介護1 746単位/日 → 750単位/日 要介護2 795単位/日 → 797単位/日 要介護3 848単位/日 → 860単位/日 要介護4 902単位/日 → 912単位/日 要介護5 955単位/日 → 965単位/日		1(1)H12告示19 P31 2(2)H12通知40 P387	※
	基本サービス費の見直し	【介護老人保健施設】 在宅復帰支援型の施設としての機能を強化する観点から、在宅復帰の状況及びベッドの回転率を指標とし、機能に応じた報酬体系への見直しを行う	※例 ◆介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ):従来型個室強化型(ii) 要介護1 779単位/日 要介護2 851単位/日 要介護3 913単位/日 要介護4 970単位/日 要介護5 1,025単位/日		1(1)H12告示19 P31 2(2)H12通知40 P387	要
		【介護療養型老人保健施設】 医療ニーズの高い利用者の受入を促進する観点から、機能に応じた報酬体系に見直しを行う	※例 ◆介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ):従来型個室強化型(ii) 要介護1 775単位/日 要介護2 858単位/日 要介護3 1,042単位/日 要介護4 1,118単位/日 要介護5 1,194単位/日		1(1)H12告示19 P31 2(2)H12通知40 P387	要
	緊急利用時の受入れの促進	・やむを得ない理由により緊急に短期入所が必要であること。 ・居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていないこと ・介護支援専門員が必要性を認めていること	◆緊急短期入所受入加算 90単位/日	●利用を開始した日から7日を限度として算定する ●認知症行動・心理症状緊急対加算を算定した場合は算定しない	1(1)H12告示19 P37 2(2)H12通知40 P394	
老健	医療ニーズの高い利用者の受入れの促進	・要介護4、5の利用者で、常時頻回の喀痰吸引を実施している状態等であるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行っていること	◆重度療養管理加算 60単位/日	●医学的管理の内容を診療録に記載しておくこと	1(1)H12告示19 P37 2(2)H12通知40 P390	
◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり						

※ 基本サービス費の見直しに伴い、介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定する全事業所で体制届の提出が必要

重要:必ず確認
すること!

提出方法等
は後日通知

<介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)>

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
老健、 療養型老健	評価の見直し		※例 ◇介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ):従来型個室(i) 要支援1 572単位/日 → 576単位/日 要支援2 712単位/日 → 716単位/日		1(4)H18告示127 P133 2(3)H18通知 0317001 P452	※
	基本サービス 費の見直し	【介護老人保健施設】 在宅復帰支援型の施設としての機能を強化する観点から、在宅復帰の状況及びベッドの回転率を指標とし、機能に応じた報酬体系へ見直しを行う	※例 ◆介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ):従来型個室強化型(ii) 要支援1 605単位/日 要支援2 745単位/日		1(4)H18告示127 P133 2(3)H18通知 0317001 P452	要
		【介護療養型老人保健施設】 医療ニーズの高い利用者の受入を促進する観点から、機能に応じた報酬体系に見直しを行う	※例 ◆介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ):従来型個室強化型(ii) 要支援1 580単位/日 要支援2 720単位/日		1(4)H18告示127 P133 2(3)H18通知 0317001 P452	要
		【介護療養型老人保健施設】 医療ニーズの高い利用者の受入を促進する観点から、機能に応じた報酬体系に見直しを行う	※例 ◆介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ):従来型個室強化型(ii) 要支援1 580単位/日 要支援2 720単位/日		1(4)H18告示127 P133 2(3)H18通知 0317001 P452	要
◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり						

※ 基本サービス費の見直しに伴い、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定する全事業所で体制届の提出が必要

介護報酬改定資料 ～（介護予防）短期入所療養介護（介護老人保健施設）に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊資料のページ

	ページ
1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）	・・・P31～40
2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）	・・・P133～140
3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	・・・P387～394 準用 P383～422
4 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号老振発第0317001号老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）	・・・P452～458 準用 P450～452 P433、437

当該資料は、平成24年2月23日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。